## 民生環境水道常任委員会行政視察報告書

栗 原 収

## ○福島県会津若松市

上下水道の包括民間委託について

# 【所 見】

地方自治体が経営する水道事業は、人口減少による料金収入の減少、インフラ・設備の老朽化、耐震化の遅れ、技術者不足(団塊世代技術者大量退職の未補充)が深刻である。他方で住民反発を恐れ、水道料金を据え置き続けたことにより老朽化対策の財源手当も十分であるといえない状況は全国的な共通の課題である。こうした経営環境の変化の中でも安定的に水道事業を持続可能にするため、政府(厚生労働省、国土交通省)は民間企業による水道事業への参入を促している。そこで、今般、先進的に水道事業に取り組んでいる会津若松市を訪問した。

水道事業において想定される民間との連携形態は、個別委託(従来型業務委託)、第三者委託、DBO、PFI、コンセッション(公設民営化)、指定管理者制度、完全民営化等が考えられるが、会津若松市では平成14年4月から開始された「第三者委託制度」を平成22年度から25年度までの4年間(第1期)採用した。特徴的なのは委託業務範囲の設定であり、従来から実績のある地元事業者を守りながら、技術力の高い大手事業者を棲み分けさせるなど委託業務を区分しての公募型プロポーザル方式により受託者選定を行い、効果を上げている。

本市で水道事業の公民連携を実施する場合は、いわゆる「取水から蛇口まで」の一括委託か会津若松方式が考えられ、業務範囲の区分発注方式が現実的であるが、後発組としてはさらなるコストダウンの方法を検討しなければならない。

そこで、受託者側業務の広域化によるコストダウンを提案したいが、これは隣接する自治体の水道事業の一部を1事業者に受注させることによる事業所や人員の統一等の管理コスト低減、その他コスト共通化により委託料をより低廉化させるものである。この方式採用には様々な課題をクリアしなければならないが、「料金徴収業務委託」に限ってはすでに茨城県内の2自治体が共同発注していることから、今後、情報収集し、精査したうえで政策立案していきたいものである。

## ○福島県郡山市

郡山市の認知症施策について

## 【所見】

本市では、65歳以上の 10人に1人が認知症の症状があると言われているが、その症状はさまざまであり「認知症ケアパス」を活用してどの時期にどのような支援が必要なのか、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決め、対応している。

警察庁のまとめによると、平成 25 年捜索願が出された認知症の人数は1万 322 人に上る。一方、認知症患者(疑いがある場合も含む)が鉄道事故に巻き込まれるケースは平成 17 年度から 24 年度までの8年間で 149 件発生し事故被害者のうち 115 人は死亡している。

そこで認知症患者の徘徊対策について考察してみると、徘回者を居宅又は施設から脱出しないようにする考えから、前述のとおり徘回してしまった場合を想定した積極的な取り組みが必要となることから、本市が未実施の事業を展開する郡山市に学んだ。

行方が分からなくなった認知症徘回者を探し出すことは困難であるが、あらかじめ自治体等捜索窓口へ登録しておくで身元確認につながる。その方法としてはGPS端末により居場所を検索することができるが、小型化されたとはいえ端末の常時装着が必須である。その人が認知症であることが一目でわかるような表示として「シール」を貼ることが有効であり、郡山市の場合は、GRコードにより個人情報の直接表示を避け実施しているところが特徴的であり事業費も低廉である。

本市で導入にするに当たっては、QRコードが何を意味しているのかの市民周知、シール自体の接着力、対候性、シリコンブレスレット化や身体への直接装着なども検討するのも一考であろう。



